② アンシラリーサービス取引費用（託送算定規則において自社アンシラリーサービス費として整理される発電等費用相当額をいう。）

③・④　［省］

4．2．及び3．の規定により配電部門の費用として整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費、送電費、変電費、配電費、販売費、一般管理費及びその他の費用について、様式第３第３表により設備別費用明細表を作成すること。なお、配電事業者の供給区域が複数の地域に分かれている場合であって、その地域ごとの譲渡価格等が定められている配電事業者にあっては、当該複数の地域ごとに整理すること。

5．・6．　［省］

7．電気事業固定資産のうち、配電部門に係る固定資産を、次の方法により抽出することにより整理すること。なお、配電事業者の供給区域が複数の地域に分かれている場合であって、その地域ごとの譲渡価格等が定められている配電事業者にあっては、当該複数の地域ごとに整理すること。

⑴　発生の主な原因を勘案して、配電部門に係る固定資産（電源線及び附帯事業と共用するもの（附帯事業に係る部分に限る。）を除く。）を、水力発電設備、火力発電設備、新エネルギー等発電等設備、送電設備、変電設備、配電設備及び業務設備並びにこれらの建設仮勘定に配分することにより整理し、様式第３第５表により固定資産明細表を作成すること。

⑵　業務設備及びその建設仮勘定に係る帳簿価額から、２．⑵、⑶及び⑼から⑿までの規定に準じて水力発電設備、火力発電設備、新エネルギー等発電等設備、送電費、変電費、配電費、ネットワーク給電費用、ネットワーク需要家費用及びネットワーク一般販売費に対応する固定資産を抽出することにより整理し、様式第３第６表により共用固定資産帰属明細表を作成すること。

8．　［省］

別表第５

活動帰属基準、配賦基準分類表

費用等の項目	水力・火力・新エネルギー等発電等費	
	活動帰属基準	配賦基準
役員給与	—	［省］
給料手当	—	［省］
給料手当振替額（貸方）	—	［省］
退職給与金	—	［省］

② アンシラリーサービス取引費用（託送算定規則において自社アンシラリーサービス費として整理される発電費用相当額をいう。）

③・④　［省］

4．2．及び3．の規定により配電部門の費用として整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費、販売費、一般管理費及びその他の費用について、様式第３第３表により設備別費用明細表を作成すること。なお、配電事業者の供給区域が複数の地域に分かれている場合であって、その地域ごとの譲渡価格等が定められている配電事業者にあっては、当該複数の地域ごとに整理すること。

5．・6．　［省］

7．電気事業固定資産のうち、配電部門に係る固定資産を、次の方法により抽出することにより整理すること。なお、配電事業者の供給区域が複数の地域に分かれている場合であって、その地域ごとの譲渡価格等が定められている配電事業者にあっては、当該複数の地域ごとに整理すること。

⑴　発生の主な原因を勘案して、配電部門に係る固定資産（電源線及び附帯事業と共用するもの（附帯事業に係る部分に限る。）を除く。）を、水力発電設備、火力発電設備、新エネルギー等発電設備、送電設備、変電設備、配電設備及び業務設備並びにこれらの建設仮勘定に配分することにより整理し、様式第３第５表により固定資産明細表を作成すること。

⑵　業務設備及びその建設仮勘定に係る帳簿価額から、２．⑵、⑶及び⑼から⑿までの規定に準じて水力発電設備、火力発電設備、新エネルギー等発電設備、送電費、変電費、配電費、ネットワーク給電費用、ネットワーク需要家費用及びネットワーク一般販売費に対応する固定資産を抽出することにより整理し、様式第３第６表により共用固定資産帰属明細表を作成すること。

8．　［省］

別表第５

活動帰属基準、配賦基準分類表

費用等の項目	水力・火力・新エネルギー等発電等費	
	活動帰属基準	配賦基準
役員給与	〃	［省］
給料手当	〃	［省］
給料手当振替額（貸方）	〃	［省］
退職給与金	〃	［省］